

大阪広域環境施設組合における内部統制の体制に関する要綱

制 定 平27. 7. 1
改 正 令5. 5. 15

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合内部統制基本規則（平成27年規則第79号。以下「規則」という。）に基づき、大阪広域環境施設組合における内部統制の体制について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(分任内部統制責任者)

第3条 分任内部統制責任者は、総務部長、施設部長をもって充て、規則第4条第6項に規定する事務を処理する。

2 規則第4条第7項の規定により、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときに先順位で内部統制責任者の職務を行う者は、総務部長とする。

(内部統制総括員)

第4条 内部統制総括員は、総務課長をもって充て、規則第5条第3項に規定する事務を処理する。

(内部統制員)

第5条 内部統制員は、次に掲げる者をもって充て、規則第6条第3項に規定する事務を処理する。

- (1) 経理課長
- (2) 施設管理課長
- (3) 建設企画課長
- (4) 工場長
- (5) 大阪広域環境施設組合事務分掌規則（平成26年規則第4号）第2条第2項に規定する担当課長

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。